

東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年6月30日東大阪市条例第25号）

最終改正:令和7年9月30日条例第38号

改正内容:令和7年9月30日条例第38号〔令和7年10月1日〕

○東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年6月30日東大阪市条例第25号

改正

平成26年10月14日条例第40号
平成26年12月24日条例第60号
平成27年12月25日条例第50号
平成28年3月31日条例第30号
平成29年12月28日条例第39号
令和元年12月26日条例第31号
令和2年3月31日条例第12号
令和3年6月30日条例第22号
令和5年3月31日条例第12号
令和6年6月28日条例第38号
令和7年3月31日条例第15号
令和7年9月30日条例第38号

東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

（設備運営基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養育又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第4条 市長は、東大阪市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 本市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（学級の編制の基準）

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、原則として、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については35人以下とする。

3 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある園児で編制するものとする。

（職員の数等）

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭（法第14条第8項に規定する主幹保育教諭をいう。）、指導保育教諭（同条第9項に規定する指導保育教諭をいう。）又は保育教諭（同条第10項に規定する保育教諭をいう。以下同じ。）（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長（法第14条第4項に規定する副園長をいう。以下同じ。）若しくは教頭（同条第6項に規定する教頭をいう。以下同じ。）が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭（同条第16項に規定する助保育教諭をいう。以下同じ。）若しくは講師（同条第17項に規定する講師をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師である者をいう。以下この条において同じ。）の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数（同表の1の項及び2の項に係る員数にあつては、当該員数がそれぞれ同表の左欄に掲げる園児の区分に係る学級の数を下るときは、当該学級の数に相当する数）の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね5人につき1人
5 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

- 4 前項本文の規定による職員の数の算定に当たっては、園長(法第14条第3項に規定する園長をいう。以下同じ。)が専任でないときは、原則として当該職員の数に1を加えるものとする。
- 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
- 6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くように努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭(法第14条第11項に規定する主幹養護教諭をいう。)、養護教諭(同条第12項に規定する養護教諭をいう。)又は養護助教諭(同条第18項に規定する養護助教諭をいう。)
 - (3) 事務職員
 (園舎及び園庭)

- 第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- 2 園舎及び園庭は、原則として同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。
 - 3 園舎の階数は、原則として2以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3以上とすることができる。
 - 4 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条において読み替えて準用する東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年東大阪市条例第37号)第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件に該当するときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎の階数を3以上とする場合であつて、第15条において読み替えて準用する同条例第34条第8号に掲げる要件に該当するときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
 - 5 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
 - 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - (1) 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級の数	面積
1	180平方メートル
2以上	320平方メートル+100平方メートル×(学級の数－2)

- (2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第5項各号の規定により算定した面積
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級の数	面積
2以下	330平方メートル+30平方メートル×(学級の数－1)
3以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級の数－3)

- イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
 - (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- (園舎に備えるべき設備)

- 第8条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の園児を保育する場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第1号に掲げる設備と第5号に掲げる設備及び第3号に掲げる設備と第4号に掲げる設備とは、それぞれ相互に兼ねることができる。
- (1) 職員室
 - (2) 乳児室又はほふく室
 - (3) 保育室
 - (4) 遊戯室
 - (5) 保健室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所
 - (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級の下つてはならない。
 - 3 食事の提供を行う園児の数が20人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
 - 4 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。
 - 5 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積
 - 6 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるように努めなければならない。
 - (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室

- (6) 会議室
(園具及び教具)

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級の数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育週数並びに教育及び保育を行う時間)

第10条 幼保連携型認定こども園における一年当たりの教育を行う週の数(以下「教育週数」という。)並びに教育及び保育を行う時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下らないこと。
(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。
(子育て支援事業)

第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第14条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第15条 東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条、第9条から第11条まで、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条の見出し	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年東大阪市条例第25号)に定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項	入所している者のうちに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項若しくは第28条の2において読み替えて準用する第2条に規定する被害者又は	園児のうちに、
	児童が	
	当該被害者又は児童	
第6条第3項	児童の	園児の
第6条第5項及び第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第10条の見出し	他の社会福祉施設を併せて設置する	他の学校又は社会福祉施設の設備又は職員を兼ねる
第10条第1項	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ	その運営上必要と認められる場合は

	併せて設置する社会福祉施設	他の学校又は社会福祉施設
第10条第2項	入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所並びに園児の保育に直接従事する職員
	保育所の設備及び職員については	他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねる場合であって
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
	及び	並びに
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条第1項	東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条において読み替えて準用する第10条第1項
	社会福祉施設	学校又は社会福祉施設
第15条第2項及び第3項	入所している者	園児
第15条第5項	児童の	園児の
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第20条第2項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
第34条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第34条第8号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第34条第8号カ	乳幼児	園児
第39条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第3項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

(幼稚園設置基準の準用)

第16条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「園児の教育上及び保育上」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して12年を経過する日までの間、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第3条 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の施設及び設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第4項及び第7項並びに第8条第5項第3号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第4項	第15条において読み替えて準用する東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年東大阪市条例第37号)第34条第8号ア、イ及びカに掲げる要件に該当する	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であって、園児の待避上必要な設備を備える												
	同条例	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年東大阪市条例第37号)												
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級の数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2以下</td><td>330平方メートル+30平方メートル×(学級の数-1)</td></tr><tr><td>3以上</td><td>400平方メートル+80平方メートル×(学級の数-3)</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	学級の数	面積	2以下	330平方メートル+30平方メートル×(学級の数-1)	3以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級の数-3)	(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級の数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2以下</td><td>330平方メートル+30平方メートル×(学級の数-1)</td></tr><tr><td>3以上</td><td>400平方メートル+80平方メートル×(学級の数-3)</td></tr></table>	学級の数	面積	2以下	330平方メートル+30平方メートル×(学級の数-1)	3以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級の数-3)
	学級の数	面積												
2以下	330平方メートル+30平方メートル×(学級の数-1)													
3以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級の数-3)													
学級の数	面積													
2以下	330平方メートル+30平方メートル×(学級の数-1)													
3以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級の数-3)													
第8条第5項第3号	満2歳以上	満2歳以上満3歳未満												

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の施設及び設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第4項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第4項	第15条において読み替えて準用する東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例						
	第15条において読み替えて準用する同条例	同条例						
第7条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級の数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1</td><td>180平方メートル</td></tr><tr><td>2以上</td><td>320平方メートル＋100平方メートル× (学級の数－2)</td></tr></table>	学級の数	面積	1	180平方メートル	2以上	320平方メートル＋100平方メートル× (学級の数－2)	(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第5項第3号の規定により算定した面積
	学級の数	面積						
1	180平方メートル							
2以上	320平方メートル＋100平方メートル× (学級の数－2)							
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><th>学級の数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2以下</td><td>330平方メートル＋30平方メートル×(学級の数－1)</td></tr><tr><td>3以上</td><td>400平方メートル＋80平方メートル×(学級の数－3)</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積	学級の数	面積	2以下	330平方メートル＋30平方メートル×(学級の数－1)	3以上	400平方メートル＋80平方メートル×(学級の数－3)	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
	学級の数	面積						
2以下	330平方メートル＋30平方メートル×(学級の数－1)							
3以上	400平方メートル＋80平方メートル×(学級の数－3)							

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の施設及び設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第1項又は前項の規定により読み替えて適用する第7条第7項の規定による面積に満たないものであつて、第1項又は前項の規定により読み替えて適用される第7条第7項第1号の面積以上の面積を有するものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

(1) 園児が安全に移動できる場所であること。

(2) 園児が安全に利用できる場所であること。

(3) 園児が日常的に利用できる場所であること。

(4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

第4条 削除
(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項(同条第4項の規定の適用がある場合を含む。以下同じ。)本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「教育保育職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同条第3項の規定により置かなければならない教育保育職員の数は、同項ただし書の規定にかかわらず、1人以上とすることができる。ただし、配置される教育保育職員の数が1人となるときは、当該教育保育職員に加えて、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第6条 教育保育職員は、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において第6条第6項の規定により配置している主幹養護教諭及び養護教諭を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる教育保育職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない教育保育職員の数を超える場合における教育保育職員については、当分の間、開園時間を通じて必要となる教育保育職員の総数から、利用定員の総数に応じて置かなければならない教育保育職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 教育保育職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって教育保育職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第9条 前3条の規定により教育保育職員を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、第6条第3項の規定により置かなければならない教育保育職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則(平成26年10月14日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月24日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月28日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中指定通所支援事業等基準条例第47条及び第62条の改正規定、第2条及び第4条の規定、第7条中家庭的保育事業等基準条例第14条の改正規定並びに第8条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月28日条例第38号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 保育士、園児又は子どもの教育及び保育に直接従事する職員並びに保育従事者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項、第2条の規定による改正後の東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項、第3条の規定による改正後の東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条並びに第4条の規定による改正後の東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項、第2条の規定による改正前の東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項、第3条の規定による改正前の東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条並びに第4条の規定による改正前の東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則(令和7年3月31日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年9月30日条例第38号)

この条例は、令和7年10月1日から施行する。
